平成２１年（フ）第１４２号
島根県大田市大田町大田ハ147番地
債務者　山下　　一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１４３号
島根県大田市大田町大田ハ147番地
債務者　山下真由美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９４６０号
大阪市淀川区西中島６丁目７番８号
破産者　ソシオ株式会社
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３１７号
仙台市泉区向陽台５丁目５番10号
破産者　丸吉フードサービス株式会社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
仙台市宮城野区福田町３丁目６－７
破産者　有限会社クリエーション
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２５０号
新潟県新潟市西区小新1831番地１
破産者　吉川石産株式会社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２５１号
新潟県新潟市西区小新1831番地１
破産者　吉川産業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６８５号
新潟市中央区川岸町３丁目17番地23
破産者　株式会社北設備工業所
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第３３７号
新潟県長岡市柳原町３番地21
破産者　株式会社浅野屋
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第５１８号
秋田市御野場新町４丁目１番11号
破産者　有限会社秋田コーキングセンター
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７号
横浜市青葉区あざみ野１丁目10番地６
破産者　有限会社イブ
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５６５号
岐阜県各務原市鵜沼南町４丁目260番地大堅荘301号
破産者　米田　克弘
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第５５２号
愛知県岡崎市明大寺町字出口56番地
破産者　三葵株式会社
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
愛知県豊橋市飯村町字西山７番地393
破産者　有限会社吉田商店
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６２７号
佐賀市神野東３丁目12番38―404号
破産者　大塚　貴輝
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
宮城県大崎市古川北町３丁目９番18号　サケイビル506号
破産者　坂本　博明
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
埼玉県三郷市彦成３丁目７番７―405号、開始決定時の住所埼玉県越谷市中島３丁目53番地２
破産者　沓澤　勝雄
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第２１５６号
京都府木津川市州見台４丁目２番地の９、旧住居表示京都府木津川市大字市坂小字高座190番地
破産者　乾　　正博
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係